

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

#### a. 企業間の連携

協力企業と定期的な技術交流会を実施し、資材・工法の共同開発や現場情報の共有を進めます。また、地域内企業とのネットワークを強化し、相互支援体制を構築して生産性向上と受注機会の拡大を図る。

#### b. IT 実装支援

協力会社と現場データの共有体制を構築し、電子受発注の導入支援を進める。また、IT 人材育成のための研修参加を促し、サイバーセキュリティ対策の情報提供や運用面での助言を積極的に行う。

#### c. 専門人材マッチング

協力企業や専門職団体と連携し、必要な技術者や施工管理人材の情報を共有する。人材不足分野に対し、相互に専門人材を紹介し合う体制を整え、現場の安定運営と技術力向上を図る。

#### e. 健康経営に関する取組

協力企業へ健康経営の取組事例を提供し、ストレスチェックや運動促進などの健康増進施策を共同で実施する。働く人の心身の健康維持を支え、職場全体の安全性と生産性向上を図る

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費や

エネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

## ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

## ③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

## ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他（任意記載）

- ・原材料や人件費の上昇を適切に反映した価格決定を行い、その方針が下請・協力会社、さらにその先のサプライチェーンまで伝わるよう説明会や文書により周知を徹底する。
- ・生産性向上によるコスト削減や利益創出の成果を協力会社と公正に分配し、相互の信頼関係を強化することで、建設現場を支える企業群全体の成長を図る。
- ・約束手形の使用廃止に向け、現金払いや電子記録債権への移行を進めるとともに、支払サイト短縮を検討し、協力会社の資金繰り負担軽減に取り組む。

2025年12月8日

関根建設株式会社

代表取締役 関根満洲夫

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。